

平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

平成30年1月1日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。また平成30年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書》（「源泉控除対象配偶者」欄）への記載要否

		給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額）				
		900万円以下 （1,120万円以下）	900万円超 950万円以下 （1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下 （1,170万円超 1,220万円以下）	1,000万円超 （1,220万円超）	
（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	38万円以下 （103万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（平成29年）	（○）	（○）	（○）	（○）
	控除額 （老人控除）	38万円 （48万円）	26万円 （32万円）	13万円 （16万円）	0円 （0円）	
	38万円超 85万円以下 （103万円超 150万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（平成29年）	（×）	（×）	（×）	（×）
	控除額	38万円	26万円	13万円	0円	
85万円超 123万円以下 （150万円超 201万6千円未満）	記載要否	×	×	×	×	
	（平成29年）	（×）	（×）	（×）	（×）	
控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円		

- ※1 上図の記載要否欄が「○」とされている箇所（源泉控除対象配偶者）に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月（日）の源泉徴収税額を計算します。
- 2 同一生計配偶者（合計所得金額（見積額）が38万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加算して毎月（日）の源泉徴収税額を計算します（改正前も同じ）。
- 3 控除額欄の金額は、平成30年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
- 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
- 5 年の途中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の名称（法人） (フリガナ) 年 月 日

税務署長 給与の支払者の法人 (フリガナ) 年 月 日

市区町村長 給与の支払者の住所 (フリガナ) 年 月 日

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)	個人番号 あなたの氏名 生年月日	本人扶養親族 (注1)(注2)	配偶者扶養親族 (注3)(注4)	住居又は居所	異動月日及び事由 (平成30年1月1日以後の異動の場合に 記載してください。)
源泉控除対象配偶者 (注1)						

また

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！